

指導基本規程普及委員会および救済申立処理委員会の
委員の選任ならびに申立受付窓口について

静岡県ソフトテニス連盟
会長 落合敏男

暴力行為根絶に向けて、(公財)日本ソフトテニス連盟が制定した指導基本規程に沿って
取り組むため、普及委員会および救済申立処理委員会の設置と委員を以下のとおりとする。

1. 指導基本規程普及委員 (令和4年度)

○役割：制度の周知および救済申立並びに申告の相談と申立受付窓口への取り次ぎ

委員長 : 小林 正 (県連盟理事長)
副委員長・
中部地区委員 : 大石 幸男 (県連盟副理事長、静岡市協会)
東部地区委員 : 助野 大輔 (県連盟副理事長、富士宮協会)
西部地区委員 : 長谷川裕巳 (県連盟副理事長、浜松市協会)
小学生委員 : 渡瀬 義正 (県連盟副理事長、小学生部会)
中学生委員 : 太田 賢 (県連盟副理事長、中体連)
高校生委員 : 多田 聡哉 (県連盟副理事長、高体連)
レディース委員 : 井本 啓子 (県連盟副理事長、レディース連盟)

2. 指導基本規程違反救済申立処理委員会委員 (令和4～7年度)

○役割：調査および調停ならびに勧告と処分

委員長 : 伊藤 公祐 (支部役員：県連盟副理事長)
副委員長 : 渡邊 高秀 (第三者委員：渡邊法律事務所 弁護士)
委員 : 小鹿 真澄
 : 生熊 典男
 : 望月 佳菜 (支部代表選手経験者)
事務局 : 静岡県ソフトテニス連盟 事務局長 漆畑勝之

3. 申立受付窓口の設置

(1) 申立受付窓口 静岡県ソフトテニス連盟内

指導基本規程違反救済申立処理委員会 事務局 漆畑勝之
〒422-8034 静岡市駿河区高松 1911-1
電話 054-374-0704

(2) 申立方法 静岡県ソフトテニス連盟事務局宛に郵送またはFAXにて別紙「救済申立書」の書式
を参考に内容を記載し提出する。(FAXの場合は後日郵送のこと)